

川島パトロール8月号

令和 8年 8月
各務原警察署
川島駐在所
0586-89-2004

山岳遭難防止

登山は自分の技術・体力に見合ったレベルの山を選ぶことが重要です。

登山前には必ず、自分が登る山の情報を確認した上で登山計画を立て、登山届を提出してください。



STOP 水難

水辺は危険がいっぱい

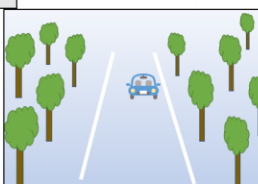
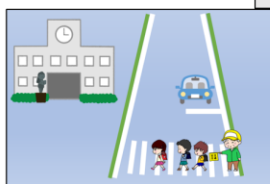
- ライフジャケットを必ず着用！
- 絶対に川を泳いで横断しない！
- 子どもから離れない！目を離さない！
- 飲酒して川に入るのは厳禁！



令和 8年 9月 1日から

生活道路(中央線などが無い道路)の自動車の法定速度が
60km/h ➡ **30**km/hに引き下げられます!!

法定速度が30km/hになる道路の具体例



中央線や中央分離帯のない一般道路



令和 8年 9月 1日以降も法定速度が60km/hの道路

- ・道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ・道路の構造上又は柵等の工作物により往復の方向別に分離されている一般道路
- ・高速自動車国道のうち、本線並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- ・自動車専用道路

※ 道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。



<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/438250.html>

～警察相談専用電話# 9 1 1 0～